

登園許可証（医師意見書）

みのり保育園 施設長 殿

入所児童氏名

病名『

』

平成 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関

医 師 名

印又はサイン

-----  
切りとり線

登園許可証（医師意見書）

みのり保育園 施設長 殿

入所児童氏名

病名『

』

平成 年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登園可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関

医 師 名

印又はサイン

<保護者用> ※登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

別紙 2

### 登園届 (保護者記入)

みのり保育園 施設長 殿

入所児童氏名

病名『 』と診断され、

平成 年 月 日 医療機関名『 』において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたことに間違いありません。

平成 年 月 日

保護者名 印又はサイン

切りとり線

2.<保護者用> ※登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

別紙 2

### 登園届 (保護者記入)

みのり保育園 施設長 殿

入所児童氏名

病名『 』と診断され、

平成 年 月 日 医療機関名『 』において

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたことに間違いありません。

平成 年 月 日

保護者名 印又はサイン

サンプル

登園 ( 校 ) 届

医療機関記入欄

下記患者は、インフルエンザと診断します。

患者氏名

診 断 日

年 月 日

医療機関名

医 師 氏 名

学校保健安全法施行規則第 19 条第 2 項において、インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 ( 幼児にあっては、3 日 ) を経過するまで」とされています。

登園 ( 校 ) を再開する場合は下記様式をご利用ください。

保護者記入欄

( ※ 下記 2 つとも  チェックが入る必要があります。 )

- 発症した後 5 日を経過しました。

症状が始まった日： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( 保護者記入 )

\* 発症した日は、病院を受診した日ではなく症状が始まった日で、その日を 0 日と数えます。  
5 日経過し、6 日目から登園 ( 校 ) 可です。

- 解熱した後 2 日 ( 幼児は 3 日 ) 発熱がありません。

解熱した日： \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( 保護者記入 )

\* 解熱した日を 0 日と数えます。2 日経過し、3 日目から登校可です。  
\* 幼児は 3 日経過し、4 日目から登園可です。

上記 2 つの基準を満たし、集団生活に支障がない状態と判断できますので出席停止措置の中止をお願いいたします。

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_